

昭和五二年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079  
振替 東京0-58431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■ 巻頭言 ■

国労臨時大会と日本労働運動 ..... 2

いまこそ労働運動の歴史的使命を ..... 3

日教組を危機におとしいれる ..... 4

「教育ひょうご」に反論する ..... 4

資料1 職場組合員の疑問に答えます ..... 8

資料2 日教組第一一六回臨時中央委・第一号議案 ..... 9

資料3 一八県・高教組の声明 ..... 10

民営化で組合員の不安は拡大 ..... 11

——全電通第四〇回大会の報告——

資料4 国鉄労働者に連帯する決議(東京地評) ..... 14

資料5 国鉄の雇用を守るための意見書(浜田市議会) ..... 14

資料6 東武労組第九六回定期大会決議 ..... 15

連載 『資本論』第一巻を読む第30回

商品の物神的性格(九) ..... 16

パンフレット発行のお知らせ

国鉄闘争——勝利への展望 ..... 18

社会通信社刊 九月下旬発行

# 旬刊 社会通信

NO.314

一九八六年一月二日

一九八六年一月二日発行  
(毎月一日・二日・三日発行)

■巻頭言■

## 国労臨時大会と日本労働運動

「労使共同宣言」をめぐって、国労の内外は揺れに揺れている。周知のように、国労第四九回全国大会（千葉）は、「大胆な決断については中闘一任」をめぐって激しい論議を展開。その結果、「事前または事後に機関にはかる」となった。

「中闘一任」の動きは、九月二十四日、一挙に表面化した。この日、各種の会議で山崎委員長は――

「1 情勢の認識について (1)改革法の成立は不可避、(2)雇用不安と国労組織の現状、(3)他組合、当局の動向

2 局面の打開について (1)雇用確保のための『出口』を明確にさせる、(2)組織戦に対する体制整備を行う、(3)経過にもとづき局面打開をはかる――①組合所属による差別をさせない②労使関係の正常化をはかる、(4)機関で意思統一した方針にもとづく指導体制を確立する。

3 緊急対処方針 (1)余剰人員問題について正面からとらえる、(2)必要な効率化は遂行する、(3)『紛争』行為の中止、(4)点検、摘発行動の中止、(5)共同宣言に対する態度表明、(6)広域異動、(7)希望退職、(8)人活センター。

認める前提で内容は協議する」

との方針を提案。中闘で決定し、「労使共同宣言」締結の意図を明らかにしたからである。しかし、この意図は国労組合員の方で粉碎された（経過については本誌第三二三号、資料1参照）。こうして、九月二十五日未明にいたる組合員と役員の話し合いの末、同日午後三時三〇分、第六回中央闘争委員会――

「(1)中闘の責任で臨時全国大会を準備する。(2)臨時大会に提案する方針は中闘で決め、この間の経過を九月二十六日の全国委員長・戦長会議に報告する。(3)当面、一〇月の総評の行動には取り組む」

との方針を決め、激動の九月二十四日は終わった。国労の「路線転換」攻撃は、その背後でも続けられた。この日、総評国鉄再建闘争本部と国鉄当局が会談し――

「1 国労は下記の方針を決定する (1)大会の運動方針の修正、(2)紛争状態の解消――①提訴案件の取り下げ（本部および地本全体）、②点検摘発、中傷誹謗の中止（本部および全地本）

2 国労が上記の方針を実施した場合には、当局は、労使共同宣言および雇用安定協定を締結する意志があるか否かを尋ねた場合、当局は上記二条件が本部・全地本において完了した場合には、労使共同宣言、雇用安定協約を結ぶ意志のあることを表明する」との確認がおこなわれていたからだ。

次の激動は九月三〇日にやってきた。国労指導部は、二四日の中闘委の確認にもとづいて、「当面する情勢に対する緊急方針」（新運動方針案）を提案。これを激論の末、採決。一四（反対）対二六（賛成）で決定した。さらに、本部指導部は、この方針を「ただちに実行に移したい」としたのである。この本部指導部の意図は、再び国労会館に集まった国労組合員によって阻止された。

こうして国労は一〇月九日、一〇日の二日間、伊豆の修善寺で臨時大会を開くこととなった。大会の帰趨の重大性はいうまでもない。総評、社会党のゆくえはもちろん、労戦再編成の動向等、日本労働運動を左右することになる。

## いまこそ労働運動の歴史的使命を

労働運動は、戦後最悪の厳しい冬の時代を迎えている。戦後政治の総決算断行を旗じるしに、任期延長をほぼ確実にした中曽根政治は、憲法体制下の労働運動の枠組みを根本的に破壊する無茶苦茶な攻撃をしかけてきている。その矛先の先端に立たされているのが、国鉄労働者と国労である。

政府と国鉄当局のやり方は、憲法も労働三法も無視した問答無用の首切り強行と労働組合つぶしだ。このやり口は、かつての定員法首切りと瓜二つである。

定員法首切り（一九四九年七月）は、ときの絶対権力者マッカーサーの二つの書簡によって強行された。一つは官公労働者のスト権を剥奪した労働法の全面改悪指令（四八・七・二二）。二つは経済安定九原則指令（四八・二二・二八）である。定員法は政府職員の新定員を一四三万人とし、二六万人の首を切る。なかでも国鉄九万五千人、全通三万人の首切りが中心に据えられていた。

そして、その定員法附則は、①国鉄総裁は整理を実施する場合において、その職員の意に反して降職し、または免職することができる。②公労法第八条第二項及び第十九条の規定は適用しない。ここでいう第八条は「団体交渉の範囲」を、第十九条は「苦情処理」を定めた条文である。

戦後、労働者が初めて労働組合法を手にしていい、労働者の首切りが、団体交渉の対象にならないばかりか、苦情処理の対象にもならないという首切り法案は、民主主義を否定するファッショ的弾圧法案である。

マック指令によって、スト権を剥奪され、団体交渉の拒否、労働協約の一方的破棄、さらに公労法の不備、仲裁委員会さえまだ設置されていない段階での首切り強行である。一切の闘う武器を奪い去られた国労の定員法首切り反対闘争は悲痛であった。

いま、国鉄民営・分割法案は、経済安定九原則に見合う国鉄監理委員会答申、マックのスト権剥奪に見合う「労使共同宣言」をテコに、強引に推進され、団交拒否、労働協約の一方的破棄、あらゆる不当労働行為による「国労解体攻撃」となって眼前に現われている。昨年から今年にかけて六〇数名の国鉄労働者が自殺した。合理化・首切りは、昔も今もある。だが、何十人もの労働者が、そのことを苦にして自殺に追いこまれることは、何としても異常である。

国鉄当局は、労働者を人活センターに送りこんで「いじめ」抜いている。冷酷・非道、人間性を無視した隔離戦術は、現在のアウシュヴィッツ版だ。権力が総がかりで「いじめ」を強行する姿は、昔のキリシタン狩り、戦前の治安維持法下の弾圧、そして、定員法首切りに端を発したレッド・パージの思想狩りの再現を思い出させる。真正正銘の日本型新ファシズムの姿こそ国鉄民営・分割攻撃の本質であろう。

この攻撃は、次に「教育改革」という名の日教組つぶし、地方自治体行革という名の自治労つぶし、それらを通じて日本労働運動全体を労使共同宣言路線に統合する中曽根の政治日程と連動している。その行きつく先が「改憲」であることも自明である。

私たちは、この日本型ファシズム攻撃を許してはならない。国鉄民営・分割反対の闘いは、そこにとどまることなく、日本の民主主義を守り、人間の尊厳を守る闘いと結合・発展する。敗北感にさいなまれて、労働運動の歴史的生命を、反動の激流の中に投げ捨ててはならない。官公労働者の「生きる権利」の闘いは、これからが正念場である。

（山田宏二・「生きる権利」八六・九より転載）

## 日教組を危機におとしいれる

「教育ひょうご」に反論する

九月一九日付で「教育ひょうご」(兵庫県教組 発行人石井亮一)(以下兵庫ピラ)が全国に配布されています。この内容は、田中委員長の「西岡激励問題」を当然の行動であるとして、積極的に評価し、このことが日教組運動の路線上の問題だとして、日教組運動を「全労協」型路線へ積極的に転じようとする主張しています。

また、田中委員長による「西岡激励問題」や、大会延期までの「手続き問題」を自分たちの都合のよいようにねじまげている点からみて、組合民主主義を破壊しようとする意図が明らかです。

組合民主主義を守り、日教組の運動を発展させ、反臨教審のたたかいを前進させ、六〇万組合員の負託に応えるために、こうした誤りを明らかにすることは極めて重要であると考えます。

### △分裂の意図を明らかにした一八県・高教組代議員有志声明▽

第六四回定期大会が田中委員長責任によって延期されていた一三日「田中委員長擁護派」は、総評会館で決起集会を開き声明を発表しました(資料3参照)。こうした行動のそのものが分裂行動そのものです。さらに、声明の中では、「日教組の主導権を奪取しようとした」など、自らが日教組を私物化していることを明らかにしたうえ、西岡氏の選挙運動に加担し、西岡氏を激励し、黛敏郎と握手を交わしたことが「運動方針に対して違反する行動でなく」とし、「この大会で田中委員長再選を期す」ために「一八県教組は、共同行動を組織して一致してたたかってきた」といっています。

大会に参加せず、日教組運動を混乱に陥れたことに対する反省は一切なく、日教組の民主的運営を考え、真剣に運動を考えてきた各県に、罵倒を浴びせ、「主導権」を維持するために「共同行動をし、一致してたたかってきた」ことこそ、分裂行動そのものといえます。

### △「西岡激励問題」を審議させないために流会を

意図したことを自らが明らかにした兵庫ピラ▽

今まで、「田中委員長擁護派」は、中央委員会・大会を退場・欠席した理由を、「中央委員会出席(できないこと)を拳手までした。議長は職権で強行したのだから(退場したのは)正当である」とし、「ここが発点であり唯一の理由である(九・一八代表者会議での神奈川県、小林氏発言)としていました。ところが「兵庫ピラ」では「内外に醜をさらすような委員長への非難と打撃を十分な組織内討議すら行わずに強行しようとすることを許してはならない」、「田中委員長非難決議の採択はもちろん」、「日教組運動に大きなダメージを与えかねない愚劣なことに、一部の府県教組が血道をあげるといふ珍妙な事態、そのために臨時中央委員会まで開くことを許すわけにはいきません」と、「田中委員長擁護派」にとって都合のわるい「西岡激励問題」を公開の場で議論させないために退場・欠

席戦術をとったことを明らかにしています。

八月二十九日の中央委員会で退場した事について、「三〇日は都合が悪いので、会期延長反対の態度をつらぬくため」と強弁していましたが、退場・欠席・流会の唯一の理由は、「自分たちの都合の悪い議案が審議される時は参加しない」という組織論を無視する、小児病的わがまま、おごりの態度の結果だといわなければなりません。自分たちが退場・欠席しておきながら、規約・組織原則を守って出席していたものを「共・協連合」などとためにするレッテルをはることは、エゴを超えた暴言といわなければなりません。

#### △日教組の私物化は許せない。田中委員長を再選

させるために、大会を開かせないとは▽

臨時中央大会は、「西岡激励問題」を日教組の運動方針にてらして、「可」としている田中委員長の状態に対し、その「可」「否」について決議機関で明確にしようとするものでした。ところがピラでは「少数派である社会主義協会系と日共系が連合して日教組のつとりをねらうクーデターのなものであった」としています。

一体、日教組は誰のものだと考えているのでしょうか。日教組はいうまでもなく六〇万組合員のものであり、その意志は大会（中央委員会）で、運動方針として決定されています。

「少数派」「のっとり」「クーデター」などと品性も理性もかなぐりすてて臆面もなくわめきたてることは、まさに日教組を私物化する思想のなにもでもありません。自らの正当性を主張するのであるならば、大会欠席などという分裂策動はやめ、大会や中央委員会を六〇万組合員を前にして堂々と議論を展開すべきです。

#### △規約・規定の勝手な解釈▽

兵庫ピラは、「規約を無視してまで強行採決した統開中央委員会は無効である」としています。「規約を無視した」というのは「議長名で統開中央委員会の招集を強行した」ということを指しているようですが、第一一六回中央委員会は田中委員長名で招集され「延長」は執行部との協議のうえ、議運が中央委員会にはかって決定し、「統開」は執行委の全会一致の結論として、中央委員会に提案し決定しています。また、「統開」するということとは、八月二九・三〇日の第一一六回中央委員会は、ひとまず「休会」にするということであって、「統開」「再開」は中央委員会の運営に責任を持つ議長が「再開」を宣言することであり、委員長の招集しなければ無効だということになれば、改めて第一一七回中央委員会の開催を意味することになります。

残された手続きは、日時・場所を連絡することですが、過去の第一六回上之山大会、第一三三回宮崎大会の再開も議長の「再開通知」によって行なわれています。しかも、議長名で、「再開通知」を出すということは九月五日の執行委員会全会一致で確認しています。こうした冷徹な過程と事実、正当な手続きによった統開中央委員会を無効だとするのはまったく暴論です。兵庫ピラは指摘していませんが、一三県五九名が退場したが、三分の二以上の中央委員で成立した中央委員会、そこで決定した翌日への会期延長、さらに出席県が増えた統開中央委員会をどのように評価するのでしょうか。また、そこで決定された暫定予算まで無効と言うのでしょうか。

### △「西岡激励問題」と日常の政治折衝を

故意に混同することは許されない▽

「西岡激励問題」は、「反自民」「反独占」「反ファシズム」の方針を持つ日教組の委員長が同日選挙を前にして、長崎県教組の破壊工作を始めとする反日教組の張本人タカ派文教族の落選議員「西岡武夫氏を叱る会」の名による「激励会」に参加し、激励の挨拶を述べたことが「可」か「否」かの問題です。しかも、臨教審答申が出た直後、中曽根首相などが発起人になって政・財界、右翼学者などが多数激励にかけつけていました。

そして右翼文化人の代表であり、皇国史観・戦争肯定に貫かれた新編「高校日本史」を編集した「日本を守る国民会議」の運営委員長・黛敏郎と握手することが許されてよいか、どうかの問題です。

これを、ピラは、「西岡は自民党だ、自民党は敵だ、敵とはいかなる接触ももつべきではないという単純な考えでこの困難な時代に何もしないでいることが正しいという論議……」と問題をすりかえています。

「単純な考えで」問題にしているのではないことは、各県から出された公開質問状や、会議での各県代表の発言から明らかです。各県でも様々なたたかいの中で自民党議員や自民党首長と接触することはありえます。私たちは、そのことまでも否定するものではありません。そのことと「西岡激励問題」は本質的に異なるものであることは、この「会」の性格と「目的」「出席者」をみれば明らかです。私たちは作作的・教条的に「西岡激励問題」を問題にしているではありません。

### △「柔軟な組織運営」を妨げているのは誰か▽

「田中委員長擁護派」は、中央委員会を流会させるため、日教組が組織的配慮から従来行なってきた「慣行」を否定し、「規約・規定とおりの運営」を主張し、鳥取高など数県の中央委員の代議権を奪い取りました。

しかも、そう主張したにもかかわらず、退場し、欠席し、成立要件を満たしている中央委員会に対しても「無効」といっています。

延長・統開中央委員会の出席中央委員は、そうした状況を憂い、亀裂を回避するため、懸命の努力をしてみました。そのために「延長」「統開」「田中委員長への出席要請」「議案の取り下げ」という経過をたどったのです。

そうした配慮に対して兵庫ピラは「混迷と空転を続け」「不当な臨時中央委員会は失敗した」と悪罵を投げかけています。

お互いに各県の事情を認め合いながら、多数の意志決定にしたがい、その方針の実現のために最大限の努力をする、そういう原則を堅持しながら「柔軟」な対応してきた各県にくらべ、「田中委員長擁護派」は自分たちの意志にそわない場合は、「退場だ」「欠席だ」「分裂だ」と脅しをかけて組織運営を困難にしています。それこそ「柔軟な組織運営」を妨げているのです。

### △「同盟系の労使協調主義」を擁護―

#### 「西岡激励問題」「役員選挙問題」の

かくれた本質を露呈した兵庫ピラ―

日教組は今岐路に▽

ピラは「問題はたんに役員選挙をめぐる派閥闘争という視点でとらえるべきではありません」とし、労戦統一問題について「明確な態度決定をおこない得ていないのは日教組のみ」「自治労、全農林、全通などでは」「積極的に対応しようとしている」として、全民労協の協議体移行の段階にある今「すでに現実の問題になっている」とし、日教組がその方向に進むことを主張しています。

しかし、三重大会での労戦統一の方針は、総評の五項目補強見解などに対する全民労協の態度が不明確であり、このままでは全的統一、反自民、反独占などの基本理念がなし崩しの失われていく恐れがあり、日教組はそうした状況で参加できないことを明確にしています。また、全民労協型労戦統一推進派の「同盟系の労使協調主義」を批判するのは、日教組の方針を堅持すれば当然といえます。

### △組織原則を否定する「田中委員長擁護派」の

九・一九ピラ。日教組は六〇万組合員のもの▽

「統開中央委員会は無効」の立場をとる「田中委員長擁護派」は、またまた、書記局規定第十五条「組合よりの文書発送はすべて中央執行委員長の名をもってする」を持ち出して、議長団名で出された「開催通知」には「瑕疵がある」という珍妙な理屈を考えだしました。

書記長の業務は、いうまでもなく「大会及び中央委員会の決議にもとづき、中央執行委員会が執行業務の処理および一般事務をつかさどる」(第二条)ものであってそれを超えるものでもなく、その限りのものです。

一方、委員長名によって招集された中央委員会が規約どおり成立し、出席中央委員の総意によって、議長団が選出された時点からその権限と責任はいっさい議長団にあります。「休憩」(休会)を宣言した議長団が「再開」を連絡するのは当然のことです。したがって、第一六回山之上大会、第二三回宮崎大会もそうしたのです。「田中委員長擁護派」の人々は、これらの措置まで否定するのでしょうか。

九・一九ピラのような珍妙な論理を振りかざしてまで統開中央委員会の権威を傷つけようというのは、執行委員会の一部の意思が大会や中央委員会に結集された六〇万組合員の意志をこえるということでしょうか。委員長や執行委員会の意に沿わない大会・中央委員会の決定は無効であるという思い上がった考え方は、組合員無視・企業経営思想の表れです。四〇年の輝かしい伝統(闘いと教訓)は組合員の血と汗によってつくられたものであり、日教組の主人公は一人ひとりの組合員であることを銘記すべきです。

(日教組社会党員(友)協議会 同志原連絡会)

資料1  
いまなぜ日教組大会が開けないのか  
職場組合員の疑問に答えます

自民党代議士・西岡武夫(長崎教組の分裂工作の張本人)を応援。日の丸・君が代と高校「新編日本史」の仕掛人日教組にほめられ握手をする田中委員長(週刊現代9・27)。この態度を認めるか、日教組のこれまでの方針(反自民・反独舌)を堅持するかの選択です。

田中委員長と擁護派の一部県の幹部は、どうしても大会に出席しないとさげぶだけで、その理由は一切のべないのです。

考え方・意見がちがっても、組織のルールに従って活動するのが労働組合です。これを守らないで「共・協連合」などもありもしないデッチ上げで自分たちの行動を正当化しようとしても矛盾が深まるだけで「日教組の統一と団結」を声高にさげんでも、そのための最低条件である大会に出席しないというのは、何が何だかさっぱり現場組合員には理解できないわけです。

**黛敏郎の思想と行動は** 日曜日午前の「題名のない音楽会」を知っているとします。「建国記念の日」に「紀元節の歌」や、天皇誕生日に「君が代」を流すなど、民主的な人々の眉をひそめさせる右翼的な番組です。

この司会をやっている黛敏郎は、「作曲家」の他に、あの皇国史観にいろどられた「新編日本史」を編集した「日本を守る国民会議」の運営委員をはじめ、「スパイ防止法制定推進議員・有識者懇談会」常任幹事や「紀元節復活」、「靖国公式参拝」など、日本の反動勢力文化人の中心人物で、日教組攻撃の急先鋒。

**全国代表者会議で明らかになったこと** 北海道の代表者は「中央委・統開中央委・大会など一連の退場・ポイコットの理由を教えてほしい。理由を聞いていないから。混乱の発端は西岡問題、組合員は「決議機関でこれを取りあげられるとまずい」と考え、退場県と一部執行部が打ち合せてやったことではないのか、と疑っている。これに対して説明を求めると質問しました。

これに対して**神奈川県教組の代表者は**「発端は西岡問題。これを路線問題として日教組に混乱を持ちこんだと認識している。九月二十九日の臨時中央委で、会期延長を決める時に「都合の悪い県」を確認させた上で、つまり代表権を行使できない中で会期延長(三〇日)を強行したことが唯一最大の欠席理由だ」とのべました。

これでは、**統開中央委、大会欠席理由にならない**。これ以上、**公式会議で理由を言えないのはなぜ?** 一〇〇歩も二〇〇歩も譲って、三〇日欠席理由が正当化できても、統開(九月一日)や大会(九月一三―一六)欠席を正当化することはできません。そこで、ありもしない「共・協連合」をデッチあげたもののこれも有効ではないことを田中擁護派は知りはじめています。公式会議で、これ以上理由を言えないのははっきりしています。しかし、いくら西岡問題を正当化し、組合民主主義をふみにじった彼等でも、公式会議で「田中委員長の統投を認めない限り大会には出席しない」と言えないでしょう。

だから、公式の機関会議などの質問や意見を軽視・無視し「退場」「欠席」「流会」などの卑劣な手段を使って引きのばしをはかっているのです。

**「真の団結」は県・高教組の組合民主主義の確立から** それにふれない「統一労組懇ピラ」統一労組懇は神奈川県で「私たちはよびかけます」というピラを配布しました。それによると、田中委員長の一連の行動を批判していますが、神奈川県・兵庫県教組などの八月二十九日・三〇日の中央委員会退場、欠席戦術についてはなら批判していません。このことは、問題の本質



にふれないばかりか組合員不在の一部幹部の暴挙を容認する結果となります。

※日教組第六三回定期大会延期までの主な経過

八月二十九日 第一一六回中央委員会、四七都道府県・三〇高教組、二二九名中、一三  
県教組五九名退場（中央委員会延長きめる）

八月三〇日 延長中央委員会（暫定予算案件、統開中央委員会をきめる）

九月一日 統開中央委員会、四七都道府県教組・高教組二二九名中、一一県五三名  
欠席（関係議案とり下げ、閉会行事で終了）

田中委員長擁護派、全水道会館で大会欠席を確認（午後八時）

九月一二日 大会関係の組織確立委員会、議事運営委員会に一一一三県教組欠席し  
たが、専門部総会とともに成立、終了した。

田中委員長の責任で大会延期宣言（午後九時四五分）。

九月一三日 大会は延期となる（日教組四〇年の歴史はじまって以来の重大事態）。

（「日教組運動を再生する有志連絡会」第一号）

## 資料2 日教組第一一六回臨時中央委・第一号議案（全文）

### 田中一郎委員長の「西岡武夫氏を叱る会」出席問題の責任を 明らかにし、日教組の統一と団結を守る決議（案）

衆・参同日選挙を強行して圧勝した自民党・中曽根内閣は、国鉄解体を頂点とする「臨調・行革」、そして「教育臨調」の全面的推進と「国家秘密法」の再提出、「日の丸」君が代の強行など「新国家主義」にもとづく反動路線をいっそう露骨におしすすめようとしている。一部野党をとりこめば改憲を發議できるようになった政治状況のもとで、私たちは大衆闘争を強化して中曽根内閣の反動路線を阻止し、政治革新の実現に向けて展望を切り開かなければならない。

そのために、今こそ日教組六〇万組合員の総団結をかため、父母国民と堅く連帯し「臨調・行革」「教育臨調」阻止、国民収奪阻止、「国家秘密法」粉碎、憲法擁護、平和と民主主義、人権を守るたたかいに決起し、日教組がかかげ続けてきた「教え子を再び戦場に送るな」「反独占、反自民、平和と民主主義擁護」の旗を高くかかげてきたかつてきた日教組運動の歴史と教訓を發展させなければならぬ。

そして今、日教組運動の正しい路線を確立するうえで、田中一郎日教組中央執行委員長が、四月三〇日、中曽根康弘、藤波孝生、海部俊樹、安倍晋太郎、金丸 信、大槻文平など、政・財界の代表が發起人となり開催された「西岡武夫氏を叱る会」に出席し、「……この三年間、西岡氏がいてくれたら……倍働いてほしい……」と激励挨拶した問題について正しく総括し、私たちの団結とたたかいの方向を明確にすることが不可欠になっている。

この問題の本質は、国政選挙を前にし、反動文教政策を推進してきた自民党の有力文教関係者を激励し、「臨調・行革」「教育臨調」とたたかう六〇万組合員に背を向けて、自民党との協調によって事実上反動政治推進に手を貸す路線を公然と表明したところにある。このことは、日教組運動方針に反しているばかりでなく、国民と組合員に対する重大な背信行為であり、中執会議にも諮らず独断でとった言動とともにきびしく批判されるのは当然である。

ところが、この間田中一郎中央執行委員長は、「……出席したことは、その意図に反し、組織並びに組合員に混乱をもたらしたことについて遺憾の意を表し、深い反省をもって……」（委員長見解）と、この本質について全くふれない責任のがれ、言いのがれに終始し、その「意図」を正当化するという驚くべき態度をとっている。

私たちは、このような居直りともいえる態度は、日教組運動の重大な変質を意味する「委員

長見解」とともに断じて容認することができないことを中央委員会の意思として決定する。

したがって田中一郎執行委員長は本中央委員会の意思決定にもとづいて責任ある明確な対処をおこなうことを求める。

### 資料3 一八県・高教組の声明

私たちは田中委員長を先頭に中曽根「教育臨調」に反対し、国民合意の教育改革運動をすすめるため、日教組の統一と団結を守り、九月一三日より予定していた定期大会を成功させるために努力してきた。

しかしこの大会を前に日教組の主導権を奪取しようとした共産党と社会主義協会は連合して「西岡問題」を道具に田中委員長の追いおとしをはかろうとしてきた。そして文部省に「釈明書」という詭証文を出した中小路書記長を無節操にも委員長に擁立しようとした。そして共産党はこれを機に日教組の共産党支配を確立しようとしてきた。

そのためかれらは規約規定を無視して三回にもわたる中央委員会の開催を強行した。そのなかで田中委員長に事実上の不信任をつきつけ、本日から開かれる日教組第六三回定期大会のみずからの野望を実現し、組織の分裂を決定的なものにしようとした。

しかしこの三回にわたる中央委員会の開催強行は、国民の目から見れば、教育や子ども、そしてなによりも組合員不在の対応として受けとられるだけではなしに、日教組への信頼と期待を著しく失わせるものであった。また、このような行為は連合体としての組織である日教組に組織上重大な問題を惹起させようとする危険きわまりない暴挙であった。

私たちは、委員長追及の道具とされている「西岡問題」については、次のように理解する。

日教組の責任者として運動方針にもとづき国民合意の草の根教育改革運動の基本をふえ、実質自民党文教族の主権によるものであったため出席し「私は立場が違う者である」と明言し、行政の責任をもつ文教関係者に対して「子どもたちの現実には教育荒廃の極限まできている。教育改革は国民総ての立場を超えて起ちあがらなないと実現しない。一方的な中曽根教育臨調では事態は解決しえない。政権政党である自民党文教関係者の責任は重大である。この意味で西岡氏は責任を自覚して倍働いてほしい。」と述べているのである。従って組織に対しても、運動方針に対しても何等反する行動でなく、「叱る会」であり立場の違いを明確に発言していることからいっても、「自民党を激励する」などという批判は為にする発言であると考えざるをえない。

わたくしたちは一八県・高教組は、このような党利党略路線に反対し、組織の分裂の危機を回避するため、共同行動を組織して一致してたたかってきた。

このような立場から九月一三日の田中委員長の「大会延期」の決断を支持するものである。またこの決断は総評・社会党をはじめとする心ある国民から大きな支持を得ていることを確信する。

今後私たちは、組織の統一と団結の回復のために、共・協路線を排除し、組織内部の矛盾対立を修復し、国民の期待に応え得る教育を中心にすえた素晴らしい日教組定期大会を開催できるよう全力をあげて努力する。

同時にこの大会において真に国民合意の教育改革運動を推進するため、その旗手である田中委員長再選を期するものである。

そのため、父母・国民及び日教組全組合員にこの問題の重要性を訴え、わたくしたちの共同行動に参加した組合はもろんのこと、全国各県・高教組の合意を獲得するため全力をつくすことを決意するものです。

一九八六年九月一三日

一八県・高教組日教組第六三回定期大会代議員・有志の会総決起集会

## 民営化で組合員の不安は拡大

——全電通第四〇回大会の報告——

第四〇回全電通全国大会は、八月二十六日から二十九日の四日間、福岡市で開催された。今回の大会は、電電「民営化」移行後の大会ということもあり、どのような大会内容になるか注目された。大会討論は、二年前の徳島大会（発言者一人だけの大会）とは違い、一日の討論時間は午前一〇時から午後三時と短縮されたが、多くの代議員から意見が出された。特徴的な討論内容について報告をしたい。



大会冒頭、山岸委員長あいさつの中で、「自民党の圧勝で……わが国の労働運動が厳しい冬の時代に直面……また『新たな電気通信事業を確立する闘い』は、二年後の事業見直しを含め極めて厳しい闘となる」にはじまり、四つの運動的課題について提起がされた。

その第一は、「公社制度改革」第三段階の闘いの初年度と位置づけ推進をしてきた……この一年間のわれわれの取り組みは、N T T経営組織の改革にしろ、働き甲斐、生き甲斐の追究にしろ、雇用確保、労働の成果の公正分配にしろ、組合側の要求をおおむね貫徹し、一定の成功を収めたと確信。N T T事業の「今後の展望と課題」であるが、第一種事業分野もぜんぜん競争に突入する。政府、行政指導は「原則規制、例外自由」で、法体系の不備も含め公正競争条件が不整備だ。将来は国鉄同様に赤字企業に転落する。したがって、公正競争条件の整備、確立が当面の緊急課題であり、雇用を確保し、他社との共存共栄を確立する。料金も競争に対応しうる制度に改める。

第二は、政治革新についてということで、同日選での敗因は「野党の存在価値が薄い」とし、実態が（政策、日常活動、党運営など）ニュー社会党になっていない。労組依存が克服されていない。社会党支持団体「全電通」の責任者として、今こそ社会党の解体的出直しを強く求める。明春の統一自治体選挙においては、共産党を除く野党陣営から一人でも多くの議員を送り込むことが大切。全電通は、全民労協加盟各組合とも十分話し合い、野党の空白区において、より多く、全民労協推せん革新無所属候補を立て、必勝に向けて、最大限の努力を傾注。二年後の事業法の見直しを控え、共産党を除く野党と、電気通信政策を中心とした定期協議を開始する。

九月八日の社会党臨時大会において新執行部が誕生することは間違いない。そこで、重要なポイントは、ニュー社会党路線（新宣言路線）を総論だけでなく、政策、日常活動、党運営、国会闘争の全分野において具現化することを求める。政策に関していえば、従来、党内でタブー視され、野党四党の話し合いの障壁になっていた安保、自衛隊、エネルギー韓国問題について、現状を肯定し、政策的ビジョンの確立を求める。具体的には、有志労組、学者、文化人、知識人、市民派代表などで「社会党再建有志会」的な任意グループ組織をつくる。

第三は、春闘再構築。八六春闘は、全電通は前進。J C依存を脱却し三次産業共闘は前進した。管理春闘打破を目指し、全民労協主軸に闘い、三次産業共闘を年内に、全民労協の場等で調整して、その中核的役割を果たす。

第四は労戦統一について。同日選敗北で、労戦統一の重要性が倍加。全民労協の連合体移行は一〇月中に合意形成をはかり、『進路と役割』など諸方針の承認をお願いしたい。全電通は官民の橋渡しの役割を積極的に果たす。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

一般経過報告の「公社制度改革第三段階の闘い」（電電「民営化」）の総括では、「公社制度改革、第三段階の闘いは貫徹したというが雇用確保、働き甲斐、生き甲斐は今からだ。新事業部門で意志疎通に問題が出ている。しかもスリム化のみが先行し職場不安があり、将来展望、仕事のあり方について早急に出してほしい」（大阪）と、「民営化」以降首切り合理化、労働時間管理の強化など効率化施策が先行し、このままで、雇用確保になるのかという不安の意見、あるいは「社員持株会をつくったが、その運営の内容はどういう内容なのか」（福岡）と質問が出された。これらに対する本部答弁は、社員持株会の運営について「株主総会には、社員持株会の理事長が出席して、意見反映。社員持株会の会員は二六六、一五四人で管理者が二万九千人、組合員二万七千人だから、全電通の意見は反映する。しかし、会社と株主が対立をしては大変なことになるからしてはいけない」という答弁をおこない、大阪の意見は分科会での討論送りとなった。

そして、政治闘争の総括では「同日選挙にならないと本部は判断していたが、それは甘い。また、社会党には金も人も出すが、言うことを控えるのも必要だ。日の丸発言は地域共闘でやっている時期に誤解を与え困る、対応に苦労する」（大阪）、「選挙行動に参加した組合員を集票装置と発表した、人間を機械みたいに扱うな。それとマスコミ対応（日の丸発言）について、政策も含めてキチンとしてくれ」（沖繩）と本部執行部のお粗末さを露呈する意見が出された。この意見に対しては、大会三日目の第一分科会の政治革新の闘いの中で、再度、沖繩から意見が出されて、山岸委員長から「日の丸や君が代は反対だ。しかし、国際舞台をはじめ存在する現実が現実だ。これを肯定し、日の丸や君が代に代わる国旗、国歌を創り、国民投票に提案するぐらいの対応が社会党改革に必要なことだ。また、『非武装・中立』という究極的な目標を否定するものでもない問題は、現実を認め、その上にならなくて改革のプロセス、政策をどう具体化するかということである」という答弁がされた。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

基調討論では「要員減、スリム化、効率化は議案で提起されるが、事業の展望、雇用確保などの戦略がない。総合的な対応を明らかにしろ」（大阪北）、「職場にとまどい不安がある。（一）大阪からも出されたが効率化、会社のコスト第一主義が目立つ。労働条件をどう考えるか疑問。（二）退職者がこの一年で一万四千人出た。予想を超えている。そのやめた人の分析も「もう少し働きたいが労働不安で見切った」となっている。（三）パイの拡大と言うが、雇用確保と共存するのか。NCC（新規参入）との競争になるとコストはNNTの三割なので雇用を守るのなら、料金値下げし、人件費値下げとなってしまう。（四）今回保全部門の集中管理、統制管理について会社は何も言わないのに組合はどんどん出す。どうかと思う。東京の場合、新規参入との競争の最前線にあり、対応するには効率化をしなければならないし、雇用確保もしなければならない（矛盾する気持ち）。（五）

業務運営形態見直しは、効率化、要員を減らすことだ。コスト削減、退職不補充が目立ちすぎる。また、電電にふさわしい賃金というが、労働条件は日本一、賃金は低レベル。賃金を上げるために公社制度改革をした。パイの拡大、公正分配でむくわれるシステムを要求化、具体化すると決まっていたが提案がされていない。本年も駄目ということはして「れるな」(神奈川)、「公正競争、共存共栄」という競争で相手をおとすと共存共栄と矛盾する。労働力のダンピングをしないようにすることが共存共栄だ。来春闘は賃下げの企業が出るのでは。世間ではN T Tの賃金が高いと思っている。低いと認めさせていかないと。働き方も含め、N T Tは賃金を上げてほしいと、利用者へ通年的に還元する必要がある」(新潟)

「データー部門の丸ごと分離は反対。『原則自由、例外規制』は厳しい。一二〇項目の規制だ。これでは勝てない。しかし、本当に分離しないとやれないかもしれない。生き残れるか不安がある。対策会議を開いて方向を出せ。また、業務形態見直しで要員を浮かして第二種事業へというが、退職の後補充にとられる。そんな状況で競争に打ち勝つ販売実などとなっていない」東海地本書記長)、「雇用確保の基本は大体子会社でやり、二八万人をきちんと守ること。四国の田舎では別会社がつてきたが、どんどん減るのみ。地方的なものも加味してほしい。五〇〇人が退職して、新採はわずか九〇人だ。標準人員(定員)さえも後補充なしである。効率化のみに目がうつる。経営協議会で追求をしたが本社の締めつけが厳しくて一歩も前進をしない。子会社設立はビルドのみ。既成事業の切り崩しでは駄目だ、田舎のことも考え平等発展にしてほしい。また、新賃金体系で、自分の賃金はどうなるのかという声が多い、多くの解明する点がある。納得ができるようにし不團結要素を排除する必要がある。それから、同時選挙で、社会党は次点が四一人、次は大丈夫では甘すぎる」(四国地本書記長)。

など、全電通中央本部の「民営化」後の総括、あるいは、今後の闘いに対する不平、不満について多くの意見が出された。



これらの発言に対して、本部の答弁は、「各論が多いので各分科会で議論してくれ」などと、「民営化」攻撃と闘いの問題点についてはあいまいな答弁で終始した。また、四国から出された意見の、雇用の地方的加味、新賃金の不團結要素については、雇用は全国トータルで雇用、何が不團結か、活力・競争に耐えうる体制をつくるために必要だ、一般的に不團結といっても駄目だ。一生懸命に働く人とサボル人を一緒に出来ないという職場の組合員を愚弄した答弁がされた。

分科会で、原発問題について、「議案を裏から透かしてみると容認しているようだが、反対であることを明確に」(大阪)をはじめ意見が出された、討論が集中したが、委員長から全民労協路線に基づいた「(一) 原発安全性追求、(二) 安全性の確立をはかる、(三) 国民に合意を求める、(四) 代替エネルギー開発に対処の四点でいく」という答弁にとどまった。

大会終日、方針、規約、人事への投票がおこなわれたが、山岸委員長は賛成三四四反対四八票とかつてない批判票が出た。しかし、方針、規約は反対九票というように、多くの代議員は、大会での意見とは別に、全電通路線を容認していることを示した。(N)

#### 資料4 国鉄労働者に連帯する決議（東京地評）

政府・自民党は、多くの労働者、国民の反対や疑念に耳をかさず、国鉄の分割民営化を強引に押し進めようとしている。

今秋の臨時国会には国鉄解体の諸法案を再上程し、院内での数の力を背景にして、国民共有の財産である土地資産の大量処分、全国ネットワークの解体、ローカル線の廃止、国鉄労働者の首切り、国鉄労働組合の解体を狙い、法案の早期成立をめざしている。

一月のダイヤ改正は、国鉄分割民営化を先取りし、事実上、その条件を整備するものとなり、国会の審議中にこのダイヤ改正を行なうことは断じて許すことのできない暴挙である。

一方、国鉄の職場では、国労組合員への分裂・組織攻撃が相次ぎ、七〇名にも及ぼうとする仲間の自殺さえ発生する異常な事態になっている。また、不当不法な「人活センター」への強制配転や隔離、不当労働行為や人権侵害が横行し、最大の使命である安全の確保にも重大な影響が出てきている。

これらは、戦後労働運動が闘いの中で築きあげてきた労働者の権利と生活の切り崩しを狙い、それを支える重要な一翼である国鉄労働運動に対し、政府・独占資本・人鉄当局が一体となつてかけている攻撃として把えなければならぬ。

私達は、国民の財産である国鉄を守るため、この秋期年末闘争の中で全力を尽し、政府の国鉄解体法案を阻止する闘いを展開しなければならぬ。国労にかけられている不当不法な攻撃、一〇万人にも及ぶ首切り合理化を阻止し、国鉄改革法二三条に象徴される労働者の働く権利を無視し、労働基本権を根柢からくつがえす攻撃に対決する運動を急速に盛り上げなければならない。

国鉄闘争は、すでに決戦の段階となっている。国会内外の闘いを広範にくりひろげ、国鉄の職場での闘いを支援、連帯、激励し、地域・職場から、闘いをまき起し、政府・財界・国鉄当局を包囲する全国的な闘いをつくりあげるため、全都、全国の仲間と団結して闘い抜こう。東京地評は第三九回定期大会の名のもとに、この歴史的な闘いの先頭に立って、全力で闘い抜く決意を表明するものである。

一九八六年九月二六日

東京地方労働組合評議会 第三九回定期大会

#### 資料5 国鉄職員の雇用を守るための意見書（浜田市議会）

政府は、今秋の臨時国会に「国鉄改革法案」を提案し、来年四月にも国鉄の分割・民営化を実施しようとしています。

政府の国鉄改革法案のうち、とりわけ第二三条は、ひとり国鉄職員の雇用問題にとどまらず、労働基準法や憲法にも反する重大な問題をふくんでいます。また、地域経済の停滞状態の中で、国鉄職員の雇用不安は、地域経済に多大な悪影響を与え、国鉄職員だけの問題だけでなく、地域全体の問題であり、過疎化に一層拍車をかける問題でもあります。

よって、本会議は、政府に対し国鉄職員の雇用を守るために、特段の措置を講じること

記

一、法律が指定した設立委員会が労働条件や採用される職員の採用基準を一方的に決定することは、各新会社が国鉄職員の中から、それぞれに必要な職員を採用する選別採用で

あり、中止すべきであり、全職員が新会社の職員となるように処理されたい。  
以上、地方自治法第九九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和六一年九月一八日

## 資料6 東武労組第九六回定期大会決議

七月の衆参同日選挙で圧勝した中曽根自民党内閣は、今第一〇七臨時国会で衆議院の三〇八議席を盾に、「国鉄解体法案」「国民総スパイ（国家機密）法案」「老人保健法改悪」「大型間接税導入」など、国民生活を根底から破壊する悪法をしゃにむに成立させ、首相自ら主張する「戦後政治の総決算」路線、その戦略目標である「憲法改悪」にむけ、急速にその歩を進れようとしている。

なかでも、中曽根首相が第二臨調の総仕上げとしている「国鉄関連（国鉄解体）法案」は、「日本の民主主義を根底から破壊するもの」「日本の労使関係をくつがえすもの」といわれている。それは、この間の政府・独占資本の国労攻撃——一方的団交拒否、差別・選別と人権無視などによる組合破壊——偽装倒産と国鉄用地をめぐる疑惑、無謀な人員削減合理化による安全性の低下、国会で決まってもいない新会社移行に伴う組合活動家の排除など、現在の国鉄の実態をみれば、火を見るより明らかである。

一方、国鉄分割・民営化と連動して進められている全民労協の「連合体移行」問題は、来年、一月の移行総会にむけて急速に動き始めようとしている。それは、われわれが主張する「全統一への障害」は何一つとして取り除かれていないばかりか、ますます右寄り路線を濃くした形で進められている。さらに、「戦後政治の総決算」路線を思想的側面から補完する柱としての「教育臨調」は教育現場を無視し、「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱を踏み絵として、国民意識を「新国家主義」へ誘導すべく進められ、「地方行革」についても福祉切り捨て、徹底した合理化による住民へのサービス低下など、地方自治を破壊しながら展開されている。

このように「戦後政治の総決算」路線——「臨調行革」路線は、闘う労働組合をつぶし、国民生活と福祉を切り捨て、改憲への地ならしとしての皇室を使った世論操作を通じての軍事大国化へと、政府・独占資本の意志貫徹しながら進行している。

そしていま日本の労働運動は、国鉄の解体とそれに連動した全民労協の連合体移行による労働戦線の右翼的再編（産報化）という大きな危機に直面している。反独占国民春闘、反行革、反核、反戦・平和、反合理化の闘いを追求してきた総評労働運動はその階級的、戦闘的姿勢を貫けるかどうかの岐路に立たされているのである。

こうした情勢のなか、東武労組は今定期大会で、「平和と民主主義、働く者の生活と権利を守り、右翼的労働戦線統一に反対し、国鉄労働者一〇万人の首切りと労働組合つぶしの国鉄分割・民営化に反対する」などを骨子とした一九八六年度の闘う方針を確立した。われわれは、この運動方針に基づき、国鉄解体法案、国民総スパイ（国家機密）法などを中心とする中曽根内閣の総ての反動政策、独占資本の合理化攻撃に全力で対決するとともに、総評労働運動の階級的強化とその再構築をめざして奮闘することを、本定期大会の名をもって決議する。

一九八六年九月二六日

連載 『資本論』第一巻を読む 第30回

## 商品の物神的性格 (九)

第一章第四節(第一三二—第一三二パラグラフ)

現実社会の反映としての宗教

〔131〕商品生産社会においては、生産物に商品としての、したがって価値としての性格があたえられ、その物的な関係をとおして生産者の私的労働が抽象的人間労働としての等一性をもっていることが示される。そこに商品生産社会に独特の「物神性」が生じる根拠があったことはこれまでのべたとおりである。こうした社会の物質的生産のしくみは、そこに生きる人間たちの意識にも当然反映することになる。

マルクスは宗教について「人間が宗教をつくるのであって、宗教が人間をつくるのではない」と考えていた。「宗教は、人間が人間らしい生き方をまだしていないか、もうできなくなっているばあいの自己意識であり、自己感情である。けれども人間というものには、けっしてこの世界のそとにうずくまっている抽象的存在ではない。人間、それはつまり人間の世界のことであり、国家であり、社会のことである。この国家、この社会が、宗教という倒錯した世界意識を生み出すのは、この国家、この社会が倒錯した世界であるためである」(『ヘーゲル法哲学批判』序説)。このマルクス初期の論文にはまだ経済学が、社会の経済的下部構造への言及が欠けている。「資本論」のマルクスは現実社会とその宗教的反映、その消滅の条件について、より具体的にのべている。

すなわち、キリスト教はイエスを人間にして神の子であり、三位一体(神、神の子イエス、聖霊が一体となって神であるというキリスト教独特の教義。この概念をマルクスは『資本論』第三卷四八章で経済学に転用している)をなす神そのものでもあったと信じているので、歴史上実在した(らしい)具体的人間をとおして、抽象的人間である神を信じるという点で、物神性をもつ商品社会にふさわしい宗教ということができるといっているのである。

なかでも一六世紀の宗教改革によって生まれ、ローマ法王を頂点とするカトリック(旧教)の権威と秩序を否定して、個々人の信仰を重んじ、また個人がその努力によって富むことを評価したプロテスタント(新教)や、一七—一八世紀、ロックらの啓蒙主義者の唱えた理性的な宗教観である理神論、すなわち神を世界の創造者と認めながらも人間社会のできごとにかかわったり、奇跡を示す人格的な存在とは考えない宗教観がもつともふさわしいものとなっている。

ところで商品流通そのものは、資本主義以前の社会にももちろんあって、特に古代世界においては活発な国際的交流さえ行なわれていた。だがそれは基本的に余剰生産物が商品化したものであり、その流通はもっぱら商業民族の仲介によって可能となったものだった。彼らは生産点そのものを支配するものではなく、つまり古代の商業(商品流通)は他の生産様式のもので、そのすき間すき間に存在してひとつの副次的な役割りを演じていたにすぎなかった。それは商品生産として社会的生産を担う存在とはなりえなかったのである。もつとも生産力が上がって余剰生産物が増大し、しかも本来の共同体的関係が崩壊に近づいたときには商品化が加速度的に増大し、歴史的に重要な意味をもった。



エピクロス(紀元前三四一—二七二)は唯物論的な考えをもった古代ギリシアの哲学者だった。若きマルクスはイエーナ大学に提出した学位論文で彼をとりあげ、高く評価している(向坂逸郎『マルクス伝』九七頁以下参照)。そのエピクロスは、神々は人間社会とは別の社会で暮らしており、人間社会に干渉せず、世界は必然的な因果法則にしたがって進行していると考えた。古代における商業のすがたとそれは似た存在だったのである。

「ポーランド社会の小穴の中のユダヤ人」というたとえばは、おそらくポーランドのカジミエシュ三世(一三三三—一三七〇)が当時西ヨーロッパで迫害されていたユダヤ人を招きよせて、入植をこころよく受け入れたことを指しているのであろう。彼らはそこに安住の地、別世界をえたのであった。

古代の商業民族が存在しえた社会の経済構造は単純であり、血縁か民族のつながりに基づくか、あるいは力による直接的支配・隷属の関係に基づいていた。それは生産力が低く、人間の自然支配の力が弱かったためであり、自然への依存が大きかったことが当時の自然崇拜的な宗教に反映されていたのであった。

商品生産が廃絶され、人間と自然との関係、そして人間相互の社会的関係が合理的なものとして明瞭に示されるようになれば、つまり人間の自然への働きかけであるその生産過程が人間によって意識的、計画的に規制されるようになれば、世界観としての宗教は無くなっていくであろう。それは生産力が増大して、その生産力にふさわしい新たな生産関係がつくられたうえではじめて現実のものとなる。しかしその新しい社会は長い人間の歴史が必然的に生み出すものである。

\* 「一」内はパラグラフ番号。「三」は岩波文庫第一分冊一四二頁九行目から。

「132」さて古典派経済学は註三一にあるように、リカードにおいてさえ「労働の二重性」——その発見をマルクスは経済学の理解の「跳躍点」「19」だといっている——を意識していなかったという欠陥はあるが、ともあれ商品の価値が労働によって形成され、その大きさが労働の量によって定まること、つまりその内容を発見していた。だが彼らはなぜ労働の継続時間が価値という形態をとるかという根本的疑問をもちさえしなかった。それは彼らが商品生産の歴史性を見失なっていて、労働生産物が商品、したがって価値としての性質をもたない社会があつたこと、またありうることに考えがおよばなかったためである。「125」「126」および註二九参照。人間がその生産過程の生み出す物神性によって支配され、逆にそれを支配する社会とはなっていないことが明示されている(「額に書き記す」というのは『旧約聖書』に多い表現で、その者の所属、身分の証明を意味した)形態、すなわち商品(形態)や貨幣(形態)の存在は、その社会に典型的な意識、すなわちブルジョア意識にあつては、人間社会の存続に必要な使用価値をつくり出すという意味での労働とまったく区別されず、自然で必然的なものと考えられている。

そのような歴史性を欠く見方からは、資本主義以前の諸社会は誤つたものであつたというようにしか見られない。それは初期キリスト教の神学者が、それ以前の諸宗教にたいしどつた態度と同じようなものである。

なお註三二については「26」「37」を参照。

(神津 朝夫)

九月下旬発行

社会通信社刊

# 国鉄闘争 — 勝利への展望

予価四百円

国鉄闘争はいよいよ正念場。国鉄国会の幕開けと同時に、「分割・民営化」阻止するための新たな動きが目立ってきました。

第一は大衆運動に火がついたことです。その象徴は九月一日兵庫県でおこなわれた「国鉄労働者に連帯する兵庫県集会」です。これには五三三〇名が集まりました。

第二は国鉄解体八法案は稀代の悪法であることです。けっして国会審議にたえることができない代物です。だから、組織攻撃で国鉄解体をめざすのです。しかし、そのテコとされた「人材活用センター」が当局の弱点となってきました。

第三は監理委員会「答申」の骨格がすでにくずれ始めていることです。「分割・民営化」は「赤字解消」が唯一の口実です。しかし、事態の進行は赤字の「拡大」以外の何物でもないことを示しています。

第四はマスコミ論調にも変化がみえることです。「文芸春秋」一〇月号、「朝日ジャーナル」(九月一六日号)等、商業紙も「なんのための国鉄改革か」との論調が目立つことです。自民党の「きしみ」も日々明らかになっています。これは私たちが勝利する条件です。社会通信社では現状の国鉄闘争をめぐる特徴をえぐりだし、八・二六シンポジウムの報告を中心に、パンフレットを発行します。内容は左記のとおりです。ご購入を心からお願い申し上げます。

はじめに

渡辺 和彦 (国鉄反合理化研究会代表)

一 国鉄闘争の戦略・戦術

岩井 章 (「国民会議」よびかけ人)

二 国鉄労働者と国鉄闘争

宮坂 要 (国労東京地本企画部長)

三 全国統一闘争の焦点と課題

牛久保秀樹 (「東京会議」事務局長)

四 「希望退職」「法案」阻止の条件

滝野 忠 (「社会通信社」発行人)

五 地域から反撃を

木村 勝利 (国労横浜支部書記長)

六 国鉄解体法案の問題点

中村 譲 (国労本部署記)

## 補論

一 闘う司令部をつくる

小島 忠夫 (国労施設支部副委員長)

二 国鉄監理委「答申」の偽瞞をつく

牛久保秀樹

A5版 八八頁 定価四百円 (予定)

お申し込みは社会通信社へ (電話〇三一二六一七〇七九)

## 申し込み書

部数

送付先

住所

氏名